

四中だより



平成30年 5月 1日

第 2 号

市川市立第四中学校

校長 永田 博彦

心はだれにも見えないけれど 心づかいは見える

「心はだれにも見えないけれど、心づかいは見える。思いは見えないけれど、思いやりは見える。」この詩は、東日本大震災が発生し東日本に甚大な被害が発生した時、テレビで被害を受けた人々のことを考えて、コマーシャルの代わりにテレビに頻繁に流された映像と音声でした。

今から、7年前のことですので、皆さんの記憶に残っている人は少ないと思います。

この映像では、電車の中で座席に座っていた男子学生が、電車に乗ってきたおなかの大きな女性に席を譲ろうかどうか迷う場面があり、結局違う席に座っていた若い女性が席を譲りました。

この詩は、宮澤章二さんという作詞家の方がつくった詩「行為の意味」をもとにつくられたものです。この詩の中で宮澤さんは、心づかいは思いやりが見える理由を「人に対する積極的な行為だから」と言っています。

電車の中で席を譲れなかったこの男子学生のように、たとえ思いやりの心や気持ちを持っているとしても、それを行動として行わなければ、だれもあなたがそのような思いや気持ちを持っているとは思いません。反対に、やさしく温かな思いやりのある行動や心づかいは、だけにでもすぐにわかります。

人を思いやるそのやさしい心や気持ちを、勇気をもって積極的に行動として表すことが大切なのです。そして、このようにふるまうことが、人としてとても大切な生き方でもあります。お互いに、思いやりの気持ちにあふれた社会をつくり出すためにも、皆さん一人一人が思いやりの心や気持ちを積極的に行動として表し、その姿をぜひ見せてほしいと願っています。

正しいルールを守り、安全な自転車利用を

中学生の交通事故の約7割が自転車乗用中の事故であることは、毎年の統計からも明らかになっています。残念ながら、この割合は近年あまり変わっていないのも事実です。

自転車乗用中の交通事故の原因としては、安全不確認によるものが最も多く、続いて一時不停止によるものなどがあげられます。小学校で、自転車安全教室などを経験している生徒も多いと思いますが、今一度自転車のルールを確認し、安全に自転車を利用しましょう。

まず初めに、自転車は車の仲間であることを理解しなければなりません。自転車を安全に利用するために「自転車安全利用五則」というものが制定されていますので、再度確認をお願いします。

1 自転車は車道が原則。歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。

＜歩道を通行できる場合＞

- ① 道路標識や道路標示によって、歩道を通行できるとされているとき。
- ② 13歳未満の子ども
- ③ 70歳以上の高齢者
- ④ 車両通行に支障がある身体障害者
- ⑤ 自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

2 車道は、左側を通行

自転車は、道路の左側によって通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行できる場合でも、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る

- ① 二人乗り、並進の禁止
- ② 夜間はライトを点灯
- ② 交差点での信号遵守と、一時停止・安全確認

5 子どもは、ヘルメットを着用

※ 市川市内の中学生が、部活動等で自転車を利用して移動する際は、ヘルメット着用が義務付けられています。

※ 傘を差しながら・携帯電話(メールを含む)を利用しながらの運転は禁止です。

※ 自転車の右側通行も禁止です。【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

学校感染症 第三種「その他の感染症」の扱いについて

溶連菌感染症・感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・伝染性紅斑（リンゴ病）・手足口病・ヘルパンギーナ等は、これまで罹患がわかった場合、学校や保護者の中には、出席停止をすべきものと判断している場合があります、治癒証明書を医師に求めることがありました。

しかしながら、これらの感染症は、第二種の空気感染・飛沫感染の感染力の強いインフルエンザ等とは違い、第三種の「その他の感染症」であり、通常の状態では、感染力の弱い疾患のため、**風邪等と同様に病欠出席扱い**となります。このことは、市川市教育委員会より指導がありましたので、今後、このように対応させていただきます。

なお、このことに伴い、第三種の「その他の感染症」に罹患した場合は、特別な場合を除き、治癒証明書は必要ありません。詳細につきましては、保健だよりでもお知らせします。

ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。